

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
あつた日
の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 保安林の指定の解除
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業の認可(三件)
- 県営土地改良事業の工事の完了
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公告 技能検定の実施

規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十二号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表の事業開始資金の項中「七〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め「同表の事業継続資金の項中「三五〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の就職支度資金の項中「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改め、同表の住宅資金の項中「五〇〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「三〇、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改め、「一五、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「八〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表の修学資金の項を次のように改める。

- 一 国立又は公立の高等学校において修学する場合修学期間中 月額三、〇〇〇円
ただし、特に必要と認められる者については、月額四、〇〇〇円
- 二 私立の高等学校において修学する場合
 - 1 第一学年において修学する場合修学期間中 月額四、〇〇〇円
 - ただし、特に必要と認められる者については、月額六、〇〇〇円
 - 2 第二学年以後の学年において修学す

	<p>る場合修学期間中 月額四、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額五、〇〇〇円</p> <p>三 国立又は公立の高等専門学校において 修学する場合</p> <p>1 第一学年から第三学年までの学年に おいて修学する場合修学期間中 月額 三、五〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額四、五〇〇円</p> <p>2 第四学年において修学する場合修学 期間中 月額六、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額八、〇〇〇円</p> <p>3 第五学年において修学する場合修学 期間中 月額三、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額六、〇〇〇円</p> <p>四 私立の高等専門学校において修学する 場合</p> <p>1 第一学年において修学する場合修学 期間中 月額五、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額七、〇〇〇円</p>
<p>当該資金の 貸付けを受</p>	
<p>修学資金</p> <p>2 第二学年又は第三学年において修学 する場合修学期間中 月額五、〇〇〇 円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額六、〇〇〇円</p> <p>3 第四学年において修学する場合修学 期間中 月額八、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額一、〇〇〇円</p> <p>4 第五学年において修学する場合修学 期間中 月額五、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額九、〇〇〇円</p> <p>五 国立又は公立の短期大学において修学 する場合修学期間中 月額六、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額八、〇〇〇円</p> <p>六 私立の短期大学において修学する場合 1 第一学年において修学する場合修学 期間中 月額九、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に ついては、月額一三、〇〇〇円</p> <p>2 第二学年において修学する場合修学 期間中 月額八、〇〇〇円</p>	<p>けて修学し た者が当該 修学を終了 して後六箇 月を経過す るまで</p> <p>据置期間 経過後二 〇年以内</p>

<p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一一、〇〇〇円</p> <p>七 国立又は公立の大学において修学する場合 場合修学期間中 月額六、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額八、〇〇〇円</p> <p>八 私立の大学において修学する場合</p> <p>1 第一学年において修学する場合 修学期間中 月額一一、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一五、〇〇〇円</p> <p>2 第二学年以後の学年において修学する場合 修学期間中 月額九、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一三、〇〇〇円</p>	<p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一一、〇〇〇円</p> <p>七 国立又は公立の大学において修学する場合 場合修学期間中 月額六、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額八、〇〇〇円</p> <p>八 私立の大学において修学する場合</p> <p>1 第一学年において修学する場合 修学期間中 月額一一、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一五、〇〇〇円</p> <p>2 第二学年以後の学年において修学する場合 修学期間中 月額九、〇〇〇円</p> <p>ただし、特に必要と認められる者については、月額一三、〇〇〇円</p>
--	--

第五条第一項の表の就学支度資金の項中「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五条第一項の規定のうち、修学資金に係る部分は昭和五十年四月一日から、その他の部分は昭和五十年七月八日から適用する。

3 昭和五十年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に係る修学資金の貸付金額の限度については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一九〇四の三、一九〇六、一九〇七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十六号

大栄町土地改良区から申請のあつた土地改良（大栄地区土地改良施設維

持管理)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(福井地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十八号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(絹見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(上萩山地区農道整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営山東第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年八月二十五日
県営上地地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年六月十三日
県営志津地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年三月二十七日
県営高草地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年三月二十七日
県営岸本地区基幹農道舗装事業	昭和四十九年十二月十八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和五十年九月十七日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 選挙をきれいにする国民運動推進大会の開催について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

昭和五十一年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

昭和五十一年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十名

機関科 約十名

二 出願資格

1 昭和五十一年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十年十月二日(木)から十月九日(木)十二時までとする。なお、郵送による場合は、十月九日(木)までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。

- (一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
- (二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)
- (三) 又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査、身体検査及び面接の期日等

- (一) 期日 昭和五十年十月十七日(金) 九時から十五時まで
- (二) 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校
- (三) 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海战法規、英語及び数学
 機関科 機関術(一)及び(二)、執務一般、英語並びに数学

六 入学者選抜の方法
 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表
 昭和五十年十月二十三日(木)とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
 2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。
 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。
 3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、別表の規定の適用については、同表中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十一・二五」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十七」と、「百分の十六」とあるのは「百分の十五・二」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十一・四」と、「百分の十」とあるのは「百分の九・五」、「百分の八」とあるのは「百分の七・六」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年九月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 附則に次の一項を加える。

4 第二条の二の規定の適用については、管理職手当に関する規則附則第二項の規定は適用しない。

この規則は、公布の日から起算して、昭和五十年九月一日から起算する。

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和50年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和50年9月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

機械検査、電子機器組立て、縫製機械整備、時計修理、紳士服製造、配管、建築大工、鉄筋組立て、ガラス施工、機械製図、印刷、婦人子供服製造、建設機械整備、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、電気製図、構造物現図製作、メリヤス製造、型わく施工、メリヤス縫製、農業機械整備、洋菓子製造、和菓子製造

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和50年11月30日（日）から昭和51年2月29日（日）までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和50年11月17日（月）に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

エ 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
建設機械整備、冷凍空気調和機器施工、配管、型わく施工、ガラス施工	昭和51年 2月15日（日）
電子機器組立て、縫製機械整備、時計修理、建築大工、メリヤス製造、婦人子供服製造、寝具製作、	昭和51年 2月22日（日）

紳士服製造、メリヤス縫製、印刷、鉄筋組立て	
機械検査、機械製図、電気製図、洋菓子製造、和菓子製造、構造物現図製作、農業機械整備	昭和51年 2月29日(日)

1 実施場所
別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市南栄町104—9 鳥取県技能検定協会 (電話 鳥取22—3494)

(3) 受付期間

昭和50年10月6日(月) から昭和50年10月20日(月) まで (郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(おて先を記入し、25円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	6,000円
電 子 機 器 組 立 て	6,000円
時 計 修 理	5,000円
紳 士 服 製 造	5,000円
配 管	6,000円
建 築 大 工	6,000円
鉄 筋 組 立 て	6,000円
ガ ラ ス 施 工	6,000円
縫 製 機 械 整 備	6,000円
機 械 製 図	3,000円
印 刷	6,000円
婦 人 子 供 服 製 造	5,000円
建 設 機 械 整 備	6,000円

冷凍空気調和機器施工	6,000円
寝具製作	5,000円
電気製図	3,000円
構造物現図製作	4,000円
メリヤス製造	6,000円
型わく施工	6,000円
メリヤス縫製	6,000円
農業機械整備	6,000円
洋菓子製造	6,000円
和菓子製造	6,000円

イ 学科試験の手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和51年3月30日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和51年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。